

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年10月7日（金）

開 会（午後2時）

大石議長

昨日の臨時会はお疲れ様でした。昨日に引き続き参集いただきましてありがとうございます。

本日は、議会運営に関する事項について、ご協議願います。

【議 事】

- ・議会運営に関する事項について

末吉委員長

初めに、通年会期制の導入についてです。

令和4年9月定例会において試行した項目等についての検証について、前回の議運に引き続き行います。

○9月定例会で試行したこと

①市長提出議案に対する採決を一般質問に先んじて行ったこと

②付託議案に係る委員長報告と討論・採決の日程を同一日としたこと

③本会議の出席者の必要最小限について

石原委員

全般的な話だが、9月定例会の試行の振り返りについては、全項目、前回の議運で発言をした。9月の試行を踏まえて、12月定例会でもまたこれを設計していくという形か。

末吉委員長

説明をしなくて申し訳ありません。今、執行部のほうに通年会期制についての意見を伺っております。執行部からまた答えは返ってくると思いますが、12月定例会に向けて、もろもろ準備をしていかなければいけないと思

いますので、9月に試行したものについては議運として評価をし、次も続けていくのか、それともやめるとか改善するとかいうことについては、少し意見を一致させていきたいと思っております。

石原委員

分かった。

末吉委員長

前回、各会派の御意見はいただきましたが、まだ議運全体としては決まっていない段階にあると思っています。

9月定例会では出席要求について、開会日と閉会日の必要最小限の整理はまとまらなかったため、6月定例会と同様としたこと、議案質疑及び採決は、市長、副市長に加えて、議案を提出している所管の理事者に対して出席要求を行ったこと。所管ではないが議案質疑通告書に記載された理事者についても出席要求を行ったこと。一般質問は、市長に加えて、ヒアリングにおいて答弁予定者とされた理事者に対してのみ出席要求を行ったこと。

これでよいですかという投げかけです。

植竹委員

9月の試行で出席要求をする際、一つ議論になっていたことが、経営企画部長、総務部長も常にいて、その辺についてどうしようかというところも議論されていたと思う。9月定例会については、そこは常にいた方々は、いたのだろうが、質疑と一般質問については、今、委員長が言ったような形で9月に試行した。今度は、別の形で試行するのはどうかと。経営企画部長、総務部長についてはいてもらうような形での試行することも、どうかと思っている。同じことを試行するのではなく、今度は別のパターンで試行することも、通年会期制の導入に向けてためになることだ。

石原委員

9月の振り返りは前回もかなりやったが、今日は9月の振り返りとして検証するのか、今日の議論で、12月の設計をある程度していくのか。それによってまた違ってくる。

末吉委員長

今日必ずしも12月定例会の内容について全てを決める、決まるとは思っていないですが、一致できる部分、先ほどの①と②については、試行してみてもよいのではとのことだったので、12月定例会でも引き続き、この形でやっていくという理解をしています。

問題がある部分については、まだ議運の予定がありますので、その中で話していき、最終的には11月の議運の中で細かい運用については決めていくことも可能なので、今日必ずしも全てを決めなければいけないとは思っていません。ただし、課題なり、こうしたほうがよいのではないかとか、ここはちょっとやりづらかったであるとかは、できたら早い段階で出していきたい、解決するなり、修正するなり、このままいくと決定するなりをしたいと思っています。

中村委員

前回も申し上げたが、市長は生理現象等もあるだろうし、市長に何か起きたときに代わりになるのは副市長なので、副市長には一般質問で通告がなくても、いたほうがよいのではないかとすることは申し上げた。基本的には、一つ一つの問題を含めて、問題があったとは思わないけれど、新たな改善を提案するのであれば、副市長にはいらしていただいたほうが、市長に何かあった場合のことを考えると、いいのかなという提案はさせていただきたい。

石原委員

前回も述べたが、いろいろなそういった話を踏まえて、12月も視野に入

れた上での今回だということなので、私どもとしては執行部の事務負担の軽減というのは前提の出席要求にしたいと。前回の議論にも出ていたが、副市長は議場にいてもらったほうがいいと。加えて、4役と言われる、上下水道事業管理者、教育長には出席をしてもらったほうがいいということと、総務部長と経営企画部長に議会を見ていただくには、議場にいていただいたほうがいいだろうという意見だ。

植竹委員

前回、総合的な提案を一般質問とするケースがあって、答弁するのみではなく、全員出席するべきではないかという意見を述べさせていただいた。今の空気からすると、必要最小限からかけ離れた議論になってきたので、今、石原委員のほうからも話があったように、せめて今まで、経営企画部長、総務部長、水道事業管理者、教育長、市長、副市長については、常にいていただいてもいいと思っている。

末吉委員長

特に、今、経営企画部長、総務部長、副市長、上下水道事業管理者、教育長というところを決定するというのは難しいと思います。

中村委員

なんで上下水道事業管理者と教育長がいたほうがいいというのは、私はよく分からない。彼らはいわゆる市長部局とは距離を置いた、特別、行政委員会として存在しているのであって、所掌事務というのははっきりしている。市長が欠けたときの職務代理にもならないのだから、それはその分野に対して質問があるとき、議案の提出があるときは当然いてもらわなければいけないけれど、そうでないときは、そもそも市政を総合的に見る視点は求められているわけではない。むしろ、市長との独立性の立場からというのが私の考

えだ。そこはしっかりとチェックはするけれども、常に必須ではないと思っている。他の部長についても、経営企画部長、総務部長は、議会からあえていたほうがいいのかというのは難しい。相互調整的にその話が出てくるというのは、執行部との調整の中での話というのは理解できる。その辺の論拠というのはちょっと教えていただきたい。今、ブレストしているから。

植竹委員

総務部長については、以前の議運の中で、執行部とのやり取りの中で感じたところでは、議会運営に携わるところでの総務部長というのは、常に議場にいたほうがいいのか。どのような動きが議会でされているのかというのは認識する上で、総務部長は必要だということと、前回の議運でも一般質問であった例えを言ったが、例えば、各部、全庁的な、こども未来部、教育委員会、福祉部と様々な部が絡む政策に対して一般質問をする際、副市長がいればことうりというところもあるだろうが、その辺の課題認識をする上で、全庁的な課題解決に向けて取り組む上での経営企画部長というのも、今の一般質問の内容からすると、今後、必要になってくるというのが一点。

上下水道事業管理者、教育長については、また議論があるが、そういったような観点で、必要ではないかなと思っているところだが、あくまでも試行というところなので、これが絶対的に通年会期制導入に向けてこうしろとは思っていない。いろいろなパターンを、ここでせっかく試行をやるので、試しながら、執行部の意見も聞きながら固めていくことが大事なのかなと思っている。せっかく試行をやるのであれば、ぜひ違うものになりたいと思っている。

村上委員

補足だが、一般質問において、質問の答弁者がいて、そこだけでいいというのも分かるが、基本的に我が会派は、提案型の一般質問が非常に多い。今は横断的に取り組んでいけなければいけない課題というのがいっぱいあるので、うちの会派としては、特に一般質問については、全庁的に、うちの部の課題になるかもしれないというか、ここはうちの部だったらこういうことができるとか、議場でぜひ聞いていただきたいという意味があって、うちの会派としては一般質問に関してはそのほうがいいのではないかと提案をさせていただいているということだ。それがうちの会派としての論点だ。

石原委員

うちの会派としては、基本的には執行部の事務負担の軽減ということで必要最小限度の出席でやっていただきたいという考えは全く変わっていない。その中で、いつまでも全員が出たいというような話だと收拾がつかないので、議会の担当である総務部長、所管がまたがる、所管がどこか分からなかったりするような問題に対しては経営企画部長、特別職4役であれば、ずっと議場にいていただくというのは、双方、メリットがある部分も重なると思い、最小限度の限度を広げたというところで、その方たちはいていただいてもいいのではという意見だ。

石本委員

うちは、もし次に試行的にやるのであれば、副市長だけいていただくのを試行するべきだと思う。教育長、上下水道事業管理者、経営企画部長、総務部長に関しては、ずっといただいていたのは、コロナ禍で間引きをしている間で、散々、試行してきている。それでも執行部からは、議会对応で多忙になる、負担になるという話を言われていた。実際に、教育長、上下水道事業

管理者、経営企画部長、総務部長がいたことは、約1年半以上、この状況でずっといていただいたことは、皆さん経験しているわけだから、次にもし試すとしたら、副市長だけとりあえずいていただくと。理由としては、職務代理という立場だから、何かのときに、市長の体調がすぐれないということもあり得るので、試すなら、副市長だけいるということを思う。

佐野委員

私も石原委員と同じだが、副市長と教育長、上下水道事業管理者、経営企画部長、総務部長はいていただいたほうがいい。というのは、私は、最後に最後っ屁みたいな形で不意打ちの質問をしたいなと思ったときに、大体、この辺になってくるので、この辺にはやっぱりいていただいたほうがいいと思う。

村上委員

いろいろな意見があるが、先ほど言った一般質問の件については、うちの会派としては、提案型の一般質問が非常に多い。横断的な課題というのがあるので、ぜひいていただきたいと言っている。出席要求で、事務負担の軽減等というのはあるが、ある意味では、こちらのほうで出ていただきたいということであれば、それは出てきていただいたほうがいいのではないかという論点だ。前回も植竹委員が言ったが、実際に、執行部がどう考えているのか、その辺のところもよく聞いていく必要がある。議場に出席することが事務負担になっているかどうかということも、基本的に、向こう側の意見を聞いていかなければいけないと思っている。我々はどうなんだろうと、本当に議場に出ることが事務負担になっているのかというのは、ちょっと話を聞いてみないと、事実、分からないと考えている。

中村委員

全く違って、そもそも、議会が決めるのだ、議会が議論するのだというところが出席要求の最小限の話であって、聞かすことではない。相手に何かをさせることではない。議会が決めるための材料を常に議論して求めているだけだ。例えば、提案されてその提案がだめだったら、それは予算を否決すればいいし、修正すればいい。そのための議論の場所が一般質問である。だから、それを聞かせるために議場に出るというのは、私は全く違うと思っている。皆は皆で議論をするためにこの条項があるのではないかと思っている。だから、全然、事務負担の軽減ではなくて、議会が決めるための材料を揃えるために、あそこにおいていただくわけで、議会が決めるための材料以外のものに対しては、出席していただく必要はない。そもそも議会は市長がいなくても成立する。だから、それは、この条文の趣旨というものが違って、そこを事務負担の軽減だけで捉えてしまうと、これは全く誤った議会基本条例の解釈になると思う。だが、議案の提出をしていただいている市長で、それ以外は説明員だから。そういったところも踏まえた上で、市長は必ず必要で、そして、何かあったときの場合の副市長までは当然いなければいけないだろうという考えだから、そこを取り間違えると、全く違う話になってしまう。そこは昨日の市長の発言みたいだが、言わせていただきたいと思った。

村上委員

今は質疑の話をしているのではなくて、一般質問の話をしている。取り違えているというのは、私は甚だ遺憾だ。今言っているのは、我々の会派というのは、提案型というのが多いという話をしている。この問題については、今回はこの質問かもしれないけれど、いろいろな対外的にまたがっているよ



うなことについては、出席をしてもらいたいという話をしている。出席要求そのものの論点というのは分かる。分かるが、一方的に言われても、我々はこの考え方を持っていると言っているのに、それは違うと頭からあまり否定しないでいただきたい。議論をしているのだから。何かばかにされているような話に感じる。

末吉委員長

今日、結論を出そうと思っていませんので、この点については、また改めて、11月15日、21日に議運を予定していて、その時点では執行部から、案を出していることについてのお答えが返ってきていると思います。先ほど、向こうはどう考えているのかという意見もありましたので、少し、そこも突合せをしつつ、お願いしたいのは、開会日と閉会日、議案質疑、一般質問、そこが、議案質疑と一般質問では多少違うところがあるので、その辺についても、ケースに合わせての出席者の必要最小限というところを会派の中でも話をいただいて、また次の議論の中で意見をいただけたらと思いますが、よろしいですか。

中村委員

ある程度、各会派の意見というのは出ているので、その中で試行していくしかないと思う。あとはもう決めていただくというのがいいと思う。

末吉委員長

決めますよ。決めますけど、今日決めますか。

中村委員

今日決めなくてもいいけれど、またよろしいですか、よろしいですかとなると、この間と同じ議論になってしまう。そこはもう、ある程度、こういう状態であるから、これでどうですかというのを言っていただいたほうが、議論としてはしやすいと思う。

末吉委員長

今日のこの段階で、正副委員長案としてはこうするというよりは、少し整理をしていただいて、次の議運で、どちらにしても決めていかないと、12月定例会に向かっていけませんので、その点についてはどこかで結論を出さなければいけないと思っております。今はどちらかという意見が割れている状態ですので、そこは決めていきたいと思っております。

浅野委員

どこかで決めるというのは当然だが、12月定例会をちゃんと決めるというのは、11月25日に執行部からの回答を協議すると言ったのか。

末吉委員長

言っておりません。

浅野委員

そういうふうに聞こえた。いつ執行部からの回答がくるのか。

末吉委員長

先ほど申し上げたのは、今後の日程の中で、11月15日、21日、25日に議運があるのでと言っただけで、25日に回答があるわけではありません。

浅野委員

でも、希望としては普通、回答くださいというときには締切をつくるものではないか。

梅崎議会事務

10月中というようにお願いしております。

局長

浅野委員

10月中に回答がくるのであれば、それをもって15日に話ができると思っただけなのか。

末吉委員長

先ほどそう申し上げました。どちらにしても、正直に言うと、平行している感じはありますので、絞っていかないととは思っています。

小林委員

10月中には執行部からの回答があるということで、11月15日には議

会としての結論を出すという日程か。

末吉委員長

先ほど私が言ったのは、執行部はどう考えているのだろうかという御意見が幾つかあったので、執行部からの回答の中にその部分もあるのであれば、そこも参考にしてという意味であって、別に、回答が返ってくるからそのとおりにするとか、必ずしもそれが書いてあるかも分からないので、そこは参考として、ということになります。どちらにしても、今日は一本にまとめていくというよりは、こういう方々が出たほうがいいのではないかと、意見が複数出ていますので、そこを少し絞り込んでいくのを11月にやれたらいいと思っております。

小林委員

11月15日に結論を出すのではなく、議運が何回かあるから、その中で決めていくということか。

末吉委員長

そうですが、12月定例会の日程を決める中で、そこも必ず決定していかないと、定例会をやっていけませんので、そこは何らかの結論を出していくということになります。

④一般質問通告締切日時、議案質疑通告締切日時を変更したこと

末吉委員長

この点については、前回、いろいろと御意見はいただきました。この部分についてはよろしいですね。

○9月定例会に限らず、議会運営委員会として確認していること

①会議録の公開を前提として委員長報告を簡略化すること

②本会議の出席要求を日ごとに行うこと

③議案質疑に係る提出者以外の理事者の出席を質疑通告書に記載すること

末吉委員長

このほかに、前回、正副委員長案として幾つか提案をさせていただきました。議案に係るヒアリングを1週間前の議運から開会日までの間に行うことですが、ここは事前審査にならないようにということで、丁寧にやらないといけない部分ではありますが、この点については何か御意見はありますか。

石原委員

純粋な疑問だが、全会派が協力してその間で終了させるという取組というか、ルール上のものなのか、努力義務というものなのか、どんな感じで皆さんは考えるのか。皆さんに意見を一つ一つ聞くわけではないからいいのだが、通年会期制の議論の初期の頃に、ヒアリング、事前審査というか、事前ヒアリングを前倒してやっていこうという議論があったときに、会期を今回のような9月に試行した日程で組んだら、会期が1週間ぐらい短くなった。それはよかったと思っているが、その代わりに1週間、開会より前に事前ヒアリングをしていたら、結局、会期が頭のほうに1週間ふえるみたいな拘束時間になるのではないかと。それは執行部としては、逆にいいのか。議員の議会の関わり方としてもそれはどう受け止めているのかというのは、その辺はあまり前回、議論にならなかったもので、どうなのかと思っている。

末吉委員長

今回の臨時会では、1週間前とはいいいながら、決算特別委員会があり、ほぼほぼ集中的にヒアリングをすることに御協力をいただいたと理解しています。執行部も、1週間といってもその中でばらばらというよりは、ある程度集中的に、効率的にということは望んでいるとは思いますが。逆に、こちら側としてはどうなのかということです。1週間前で終わらせておくということ自体がまず、皆でそこは賛同して、なおかつ、やり方についてですが、1週

間という中でばらばらと都合のよいときにやるか、ある程度集中的にやるとか、今回は言っていないですが、例えば議案説明会のようなものをやって、その後個別の会派ヒアリングをするというやり方をしている議会もありますので、やり方というのはもろもろあると思います。その点について、会派としてのやりやすさであるとか、率直な御意見をいただければいいかなと思っています。

石原委員

今後、そういう議論を踏まえていくということであれば、よく分かった。今、皆さんの意見がどうかというよりは、今後、こういうやり方の議論がステップとしてあるということであれば、今、そういうトピックが出てきたということは、理解した。

末吉委員長

ここで一番一致しておきたいというのは、1週間前の議運から開会日までに議案のヒアリングを済ませておくということと、集中的かつ効率的に、お互いにやれるようにということだと思います。やり方についてはまた、いろいろあるかと思うので、考え方について、皆で一致していければいいと思います。

中村委員

ヒアリングに関しては、正解がないというか、ここでそこまで議論しているかというのがある。執行部の事務負担の軽減という意味ではすごく意味のあることだと思うが、執行部の事務負担の軽減ばかり議論していくと、議会がどうあるべきかというのがよく分からなくなる。議会としてどういう議案を審議するためには、審査の充実のためにはどうあるべきかということを作り上げた上で、その中で、最後に執行部と協議するところで、執行部の負

担の軽減というところが出てくるのだったら話ができるが、最初からそういう話ばかりしながらヒアリングがどうだというと、なかなかどういうふうにしたらいいかというのは分からない。ヒアリングに関してはここで表に出てくる話ではない部分というのもきっとある。この場でどこまで議論していいのか、少し考えるのが難しい。大きな課題であるということは認識している。どこまで議運で議論をし、それが議会の審議の充実という観点から議論がなされるかというのは結構難しい。ヒアリングでしか聞けない話もあるし、ここでの合意形成みたいなものもあったりする。それはでも、ここで議論する話なのかというのがある。大きな課題ではあるが、どこまで議論していいのか難しいと思う。

村上委員

1週間前ヒアリングというのは、何を想定しているのか。通常の今の定例会でいえば、1週間前にヒアリングをやっているところはまだないと思う。今回みたいな臨時会の場合にどうするかという議論で、これは通年会期制になると、臨時会を開くのは日程的に1日か2日となった場合に、1週間前という話になるのか。通年会期制になったら事前ヒアリングも何もなくなってしまいうわけで、今、ここでいう1週間前ヒアリングということが、臨時会等で1つの議案が、昨日みたいな議案が出てきて、それを1週間前からやってもいいかどうかという話は、ちょっとこれは微妙な話だと思う。通常の定例会の場合は、やっぱり提案理由があってからやるという形になるのではないか。その辺のところを整理するというか、皆の理解が、そこがちゃんと分かりやすくなっていたほうが議論をしやすい。

末吉委員長

どちらにしても議案がないとヒアリングはできないというところから始まり、早めにヒアリングをするということと、先ほどから言っているように、ある程度、ヒアリングをしていこうというところからこの話をしていますが、おっしゃるとおりで、通年会期制導入後はまた違う話になってくるので、この点については、現在と導入後ということで切り分けて少し議論をしたいと考えています。これはここまでの話にします。

植竹委員

ここまでということで、ここは深く考えなくてもいいということでしょうか。

村上委員

恐らく、何かの議案が出てきて、臨時会を開かないといけない場合に、1週間前にどうするかという、その都度、お互いの執行部との間の中で、そこは調整をしていけばよいという話でいいのではないかと。

末吉委員長

こちらがしたいと思っても執行部の準備が整わないというようなこともあると思うので、その点についても、また整理をしていきたいと思えます。

2点目ですが、一般質問のヒアリングの期間についてです。一般質問日の2日前までではなく、3日間の一般質問調査日で終わられないかという提案をさせていただきました。この点について御意見はありますか。

植竹委員

12月定例会から試行するという提案か。

末吉委員長

そこまでは言っていません。かなり日程を組み替えて試行してきているので、その中で、例えば今回、委員会の審査日程を1日間としてなかなかタイトでしたが、一般質問の答弁調整というか、ヒアリングが早めに終わっていれば、残業であるとかもろもろのこともありますし、余裕をもってやっていけるのかなと考えております。特に今、御意見がなければ、12月定例会の

日程を具体的に組んでいく中で、そこで議論をしたほうが分かりやすいのであれば、具体的な日程を出して、それでああするこうするというのがあると思いますが、今、頭の中で組み立てていくとちょっと分かりづらいというのはあると思います。

矢作委員

会派ではなかなかこれは難しいという意見が出た。例えば月曜日に一般質問がある場合、今でいくと木曜日だが、それがもう1日早くなるというのは、結局、執行部からすれば終わるのが早くなるというのがあるかもしれないが、こちらのほうの準備の関係とか、丁寧にヒアリングをしたいというのもあるので、短くなるというのは厳しい。

末吉委員長

今のやっているやり方の中で1日前倒ししていくというよりは、そもそも一般質問が後ろの日程にきたので、議案調査と一般質問の調査日、委員会の日程が前にきているので、そのところについては、従来のやり方とは違う、その日をいろんなことに使っていける日程というように、少し考え方を変えるという感じだと思っています。

今までやってきたことの日程表の中で1日前倒しにするというのはきついです。6月定例会のようにずっとやってきた一般質問と一般質問調査日で1日だけ前倒しするというよりは、もろもろ組み替えた中での議案調査日、一般質問調査日、委員会審査予備日というところで、少し余裕を持たせることは可能であると考えて提案したものです。先ほども言いましたが、日程がないと分かりづらいということであれば、具体的に提案をさせていただければと考えています。



中村委員

3日前であれば3日前、2日前であれば2日前でやるしかないと思っているが、それだけの話だと難しい。例えば、その他が増えてきてしまったりもすると思う。結局、ヒアリングが終わった後から時間が長くなってしまって質問が変わってしまったりする可能性もありそうな感じがする。例えば、今、その他は1項目1内容と決まっているが、そういうところを多少、緩和していくとか、何かそういうものでもないと、イメージしづらいというのはある。でも、別に試行で3日前でやってというのであれば、それはそれで全然構わないと思う。その辺の、今、これは残業が多いからといって執行部のことばかりの話になっていて、3日前になったら、一般質問がいいものになるというのがあまり見えない。そっちも何か併せて、試行なりしていくと、我々も理解がしやすい。それだけだと何か、ただ単に急がされているだけみたいになってしまう。例えば、その他の話とか、こういうことだから一般質問が充実する、どこかの審査が充実するからやってくれというのがあると、どちらでもいいが、変えやすいかと思う。

末吉委員長

どちらにしても、頭の中でスケジュールを組み立てづらと思いますので、また別途、イメージ案みたいなものを提案させていただきたいと思います。

次に開議時刻についてです。この間、提案させていただきましたが、本会議を午前9時開議とすることについて御意見ありますか。基本的に、委員会も午前9時ですし、午前9時が原則ということもあると思います。

浅野委員

これは委員長からの提案だったか。

末吉委員長

そのとおりです。

浅野委員

以前、サマータイムということで定例会を試しに全部、午前9時にやってみたことがあるが、却下されたと思う。やりにくいということで。部長、課長と話すと、朝、職員と、よく分からないけれど会議とかあると、午前9時だと早いと言っていた気がする。どうなのか。一回やってみて続かなかったから、全部の日を午前9時というのはあまり賛成しない。

佐野委員

結局、1時間前倒しにすると、執行部の方々も、出勤が1時間前倒しになるだけということになるので、働き方改革という観点からも、全部午前9時スタートというのは疑問があるのではないかと思う。

石本委員

浅野委員が言っているのは平成23年6月のサマータイムのときのことで、中村議長、浅野議会運営委員会委員長のときに試行したものだ。私の記憶だと確か、線路の向こう側の方は朝早く出てこないといけなくなるとか、ずいぶんそういう議論をされた。現実の話として、執行部のほうからも、かなり評判が悪かったというのは記憶している。本当はよくないけれど、当日になって質問を微妙に変える議員がいたとか、そうすると30分で収拾がつかなくなると。ただし、あのときと違うのは、必要最小限の部長しかいなかったとすると、例えば、午前中2番目の質問者の質問が微妙に変わったときも、1番目の質問者の答弁者としてその部長がいなかったとすれば、ちょっと調整ができるというのはある。そういうことでいくと、私はもう一回、チャレンジしてもいい。あのときやったのは、一つは東日本大震災で節電だというのが大きな理由だった。もう一つは民間企業は午前9時から普通働いているだろうと。午前10時から始業時間なところなんてどこにあるのという

ような話からも始まった。10年たってもう一度、どういう雰囲気なのか、あの頃と比べると通告の状況というのかなり改善されてきていると思う。そういうこともあって、私は一度やってみてもいいと思う。

植竹委員

今回、試行で9月定例会を行ったときに、一般質問の最終日、午前10時から5人の一般質問だったので、その後、追加議案の審議があった。いろいろな課題も出てきたと思う。その上で、こういうケースの場合は午前9時からの開議にしたほうがいいのではないかと、出てきたところもあるので、そういった点で、全ての会期において午前9時からということももちろんあるかもしれないが、こうしていろいろと通告の締切、質疑の締切、いろいろとやっている上で、必要などころでは午前9時の開議というのも、委員会審査のみならず考えたほうが良いとは思っている。

石原委員

ちょっと、誤解を生じかねないので言っておきたい。民間は午前10時には仕事しているけれど、市議会議員は、というような話があったが、それは、民間でも午前10時の会議という意味で、午前10時から本会議が始まるだけで、皆朝から働いているのは同じだ。

大石議長も議長選挙時の公約では、病気の介護とか、育児の話とかで、議員もそういう立場の人たちがいるから、というようなことを所信表明でも言っていたらよかったが、病院に送る、保育所へ送ってから登庁するという人もいるので、そういうところは午前10時のほうが柔軟性があるのかなと思う。民間は働いているけれど、議員は午前10時からスタートというわけではなくて、民間の午前10時の会議のスタートに、議員も午前10時の会議

をスタートするだけの話だ。

中村委員

1回試したことがあって、私が議長で村上委員が副議長をやっていたいで、浅野委員が議会運営委員会委員長で、ここに3人いるのだが、すこぶる評判が悪かったのは事実だが、会議規則は午前9時からだ。だから、試すというなら試してもいいと思う。多分、試されていない人もいらっしやると思うし。あとは先ほど植竹委員がおっしゃったように、最終日に追加議案とかが今の段階で、これから追加議案の処理の仕方というのは通年会期制が本格稼働すると変わってくるかもしれないが、今の状況だと甚だ忙しくなってしまうので、早く始めれば、その分、その時間を確保できるというメリットはあると思う。例えば、どんどん前倒しで6人ずつ詰めてしまうとか、最終日は2人だけにするとか。そうすると、最初から追加議案を前提の会期の組み方というのはおかしいとは思いますが、そういう通年会期制に本格移行するまでの間には、そういうやり方も多少あると。本当に午前10時なのだったら、会議規則を改めたほうがいいと思う。こういうことがあって、というのは申し上げておきたいと思う。

末吉委員長

いろいろと御意見をいただきました。幾つか意見もありましたが、一般質問の日に終了後にもろもろの会議が入ってきたり、意見書の協議のための議運とか、おっしゃったように最終日がかなりきつきつになってくるということもあって、午前9時開議ということは、どちらかという、頭にあるのは、委員会と、一般質問が午前9時開会であれば、いろいろなところで余裕をもってやっていけるということで、提案をしました。この提案をした目的の出

どころはそういうことです。特に試行の中では一般質問が最終日になるので。これは今日、絶対に決まらないと思っていたので、また議論をさせていただければと思います。

次に、議案の配るタイミングについてです。今回、臨時会があったときに、議運のタイミングで件名表はあるけれども、どんな議案が具体的に出ているのか分からないという中で、もろもろを決めなければいけないということがありました。いつもそうですが。議案を配るタイミングを、日程等協議のための議運の前に配付するというふうにできたらと思っております。御意見はありますか。

植竹委員

今まで議運の中で日程を決めた上で、議運の途中で各会派に配られているものを、例えばタイミングとしては代表者会議が終わったら配ってしまおうということか。

末吉委員長

これは議運の中で議論があったことを覚えています。前は、議運が終わったら配っていました。それだと遅いということで、議運の中で日程が確定した瞬間から配り始めるというように変えました。しかし、やはりそれだと、議運の時点で、件名表のタイトルだけで、議会日程を決めていかなければいけないというのが、実際としてはあるので、できたら、議運の始まる前のタイミングで、それは別に、どことは今は言っておりませんが、議運の開始前に議案書が配付されるのはどうかということを提案しました。

中村委員

試行という前提があれば、全く問題はないと思う。それをやるのであれば、多少、協議いただきたいのは、議運の場で副市長の説明するのも、どうしても

いいといえばどうでもいい。だって、その前に議案を配られているのだから。  
その辺も多少、改善できるかと思う。

末吉委員長      もし、御意見がなければ、次のところで試行してもよろしいか。（委員了承）

植竹委員      12月定例会で試行でとりあえず、今まで日程が決まる段階で配っていたものを、事前に配るというタイミングはここで決めないのか。例えば、代表者会議が終わった時点と決めるとか。会派で、じゃあいつ配るのだと言われてしまうと、えっと、となってしまうので、事前に配るのはいいのだが、どのタイミングで配るのかというところは決めないのか。

末吉委員長      そこは言葉を整理して、提案します。

ここまです確認しますが、12月定例会で試行するものについては、市長提出議案に対する採決を一般質問に先んじて行うこと、付託議案に係る委員長報告と討論・採決の日程を同一日とすること、一般質問通告締切日時、議案質疑通告締切日時、それから、議案を配るタイミングは、議運の開始前ということで、試行してみるということによろしいですか。（委員了承）

・個人情報保護に関する条例について

末吉委員長      次に、個人情報保護に関する条例についてです。あらかじめ条例案について配信をしています。初めに、事務局から条例案について説明をお願いします。

梅崎議会事務局長      それでは御説明申し上げます。先日の議会運営委員会におきまして、御説明申し上げましたとおり、個人情報の保護につきましては、国のほうで昨年

の5月に国の法律を改定しまして、それまで地方公共団体が条例等を制定して独自に取り扱っていたものを、法律に基づきまして一元的に取り扱うこととなっております。このことから、執行部におきましては、現在、個人情報保護条例を廃止しまして、新しい条例を12月定例会に提案できるよう準備を進めているというところですが、改正されました個人情報の保護に関する法律については、一部を除きまして議会は対象をしておりませんので、執行部の条例におきまして、議会を含まないものを想定しているということでございます。

つきましては、議会としましても、新しい条例について御協議をお願いしたいと考えておりますが、全国市議会議長会のほうで参考となる条例の案を作成しております。議会事務局としましては、全国的に同様の状況でございますので、その例を基に、検討をお願いしたいと考えております。なお、今回の条例につきましては、議会における個人情報の保護について規定するということになっておりますが、対象の保有個人情報とは、議会事務局の職員が職務上に作成、取得し、組織的に利用するために保有するものでございますので、議員の皆様が作成、取得した個人情報は対象としておりませんので、ご承知おきいただければと思っております。

それでは、事前にお配りしております所沢市議会の個人情報の保護に関する条例骨子（案）を御覧ください。併せまして、新旧対象表を御参照ください。この対照表のほうは、全国市議会議長会が作成しているものでございまして、個人情報保護法を基に条例の例を作っているものでございます。私ど

もとしまして、条例の例に基づき、進めていきたいと思っております。

※議会事務局が所沢市議会の個人情報の保護に関する条例骨子（案）と新旧対照表の概要説明を行った。

矢作委員

執行部のほうも新たに条例を改定するということだと思うが、文言の整理をしていくという話があったが、執行部は12月定例会に提出を予定しているということで、議会のほうは前回の話では、3月定例会までには決めなくてはいけない、パブリックコメントもあるのでということだったが、3月を目指して準備をしていくということでよいか。

梅崎議会事務局  
局長

今、おっしゃったように、執行部のほうで12月に条例が提案される予定と聞いておりますので、12月中に可決いただいた場合には、それを見まして、12月末辺りから、パブリックコメントを行いたいと考えております。

矢作委員

今日、内容についての説明が初めてあった。これから条文とかそういう文言を精査していくという理解でよいか。

梅崎議会事務局  
局長

先ほど申しあげましたとおり、基本的に私どもとしまして、何か独自のものを考えているということではなくて、国の個人情報保護法にのっとった条例をつくっていくと考えておりますので、条文につきましては、基本的には今お示ししております新旧対照表に記載されておりますものを御覧いただければと思います。また、後ほど、きちんと、所沢市議会の条例案という形にしたものは、またお示ししていきたいと思っております。

矢作委員

今日、配信していただいていたものは、市議会議長会のあくまでもひな型



で、条例の文についてはいつ頃に整うということなのか。

梅崎議会事務

現時点での予定ですが、12月の下旬に議会運営委員会をお願いしたいと

局長

考えております。そちらについては、通年会期制のパブリックコメントについてもお諮りする予定となっておりますので、その辺りのときに、併せてお示しできればと考えております。

末吉委員長

今日、案をお示しをさせていただきましたので、もしこれでよければ、これを基に、執行部のほうも同じように個人情報保護の条例をつくりますので、調整をするということと、執行部の個人情報保護条例との整合性を図るということと、罰則などに関して検察との協議などの事務を進めてもらいたいと思っております。その上で、決まったものについては、今話がありましたように、12月末からの通年会期制の導入に向けた条例整備のパブリックコメントをやりたいということは皆さん御承知ですが、それと同時に市議会の個人情報保護条例のパブリックコメントを行いたいと思っておりますので、市議会のほうは3月定例会になると思っております。

矢作委員

国のほうで法改正があったということで、執行部も新たに条例をつくる、議会は議会のものをつくらなければいけないというのは分かった。その場合、国の法整備の中で、執行部のものと議会のものということで、何か違う部分というのは特にないということなのか。

梅崎議会事務

現時点ではないと考えております。

局長

矢作委員

うちのほうもまだ勉強不足な部分もあって、申し訳ないが、議会の扱う

情報というのが、非常に、そんなに多くはないと思っている。匿名加工の情報を提供していくということについては、ちょっと慎重にやらなければいけないのではないかと私たちも勉強中だ。その辺はどうなのか。

梅崎議会事務局長 確かに、おっしゃったように、あまり想定はないと考えておりますが、私どもだけではなく、例えば外部からいただくものもありますので、基本的には統一した形で制定を、条文は整理していったほうがよろしいのではないかと考えております。

矢作委員 先ほどスケジュールをお聞きしたが、12月下旬には条例案に整えたいということだった。なので、所沢市議会のひな型というのが出てくるのはいつになって、そこから。これがそうなのか。局長は、所沢市議会のとって言った。このまま出るということなのか。

梅崎議会事務局長 このまま、そっくりそのままというわけではなくて、必要な修正を、先ほど申しあげましたような文言の調整ですとか、そういったことをしまして、これを基に案文はつくっていきたいと考えております。

矢作委員 その案文が出てくるのが12月末ということか。

末吉委員長 パブリックコメント手続を取っていきたいということなので、当然、それより前に、皆さんにはお示しをするということになります。

先ほど言いましたが、整合性を取るための文言修正はあるけれど、骨子はこれでいいですかというのを、今、お伺いをしています。今日決めていただけたらと思っております。

矢作委員 今決めてということだが、先ほど申しあげたように、匿名加工情報とい

うところでは、うちのほうでは、それは必要ないんじゃないかというのが出ていますので、慎重に検討したいと思っている。

石原委員

矢作委員の、その部分は慎重にというところをもう少し詳しく聞かせていただきたい。どこのどれについて、どういう経緯で慎重にと言っているのか。

矢作委員

新旧対照表19ページの第16条だが、うちのほうとしては、ここは丸ごと必要ないんじゃないかという意見が出ている。結局、国とか自治体が扱う個人情報というのは結構な分量だと思うが、市議会で扱う個人情報は本当に件数としたら、自治体規模と比べたらものすごく小さい情報で、いくらこの匿名加工をしたとしても、情報の中身が分かってしまうというのが明らかなものを、公開していく必要はないのかなと思っているところだ。

末吉委員長

市議会議長会のひな型でここに示されています。最終的には条例案ですから、議員提出議案ということになりますが、今、これで事務を進めていいかという確認を取らせていただきたいと思っています。

矢作委員

条例案を作ってください、まだ議論する場はあるということでよろしいですね。分かりました。

末吉委員長

それでは、この条例案を基に、執行部と調整をし、執行部の個人情報保護条例との整合性を図り、検察との協議等の事務を進めることでよろしいですか。（委員了承）

・その他

末吉委員長

政策研究審議会への諮問事項についてです。諮問事項としては、通年会期制の導入の私たちの目指すもの、それに対しての所沢市議会案として、制定するまでの過程の中で、様々な議会のみではなく、御意見の聴取をし、調整をしてやってほしいという御意見がありましたので、これまでやってきたことの経過、過程について報告をして、全体的に、客観的な目で、御意見を頂戴できたらと思っています。以上のおりとなりますのでご承知ください。

次に、閉会中の日程ですが、今回は11月15日です。この日は、執行部から回答内容が戻ってきていますので、その点についてと、3月定例会の日程イメージについて、公聴会の日程の決定もしたいと思っています。

11月21日については、先ほど言った執行部からの回答内容の協議の続き、3月定例会の日程イメージについて。

11月25日は12月定例会について決めていかなければいけないので、この3回の中で、今日の議論についてももう少し固めていきたいと思っています。

11月22日は予備的に取っておいていただきたいとお願いしておりましたが、御協力いただいて、この3回で何とかやり切っていければと思っているので、22日をキャンセルとしたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

そのほか、何かありますか。

議会事務局長に確認をさせていただきたい。先日、知ったのだが、10月19日にある全国市議会議長会研究フォーラムへ大石議長と谷口副議長が行くことになっているが、今までは議会事務局長が随行だった。初の女性の議会事務局長だからいろいろあるのかと、それはいいのだが、これは、確認だが、代表者会議で説明をしたのか。私は島田代表と、確認のために秋田議員にも確認したら、代表者会議では説明がなかったという話だった。これは今までにないパターンだ。なぜ私がこれを気づいたかというのと、昨年、大館議員が議長のとときに私が副議長を務めさせていただいて、大館議員が場合によっては副議長の参加は大丈夫ですかと聞いたら、副議長はだめだと言われた。それをはっきりと覚えている。だから、今回、副議長が行くんだ、という話になった。これは代表者会議で説明をされたのか。今までになかったことをやるのだから、代表者会議で説明を、本来なら代表者会議マターだが、しばらく代表者会議が開かれないから。

もしも説明をしていないのだったら、次回、ぜひ代表者会議できちんと説明をしていただきたいのと、私が知っている範囲だと、確か杉田議員が議長のとときに、当時の村上議会事務局長も一緒に行かれたが、座席の関係で会場に入れなくて、村上議会事務局長は会場の外でずっと待機をしていたが、しっかり立派な報告書を書かれたという話を聞いて、さすが村上局長と思ったのだが、これは、当然、報告書は谷口副議長が書かれるということによろしいか。

末吉委員長

石本委員すみません、代表者会議の話のことなので、ここまででよろしいですか。答弁はなくてよろしいですね。

石本委員

分かった。

散 会 (午後3時17分)